

## いじめ問題に関する学校の対応フロー図について

### 1 概要

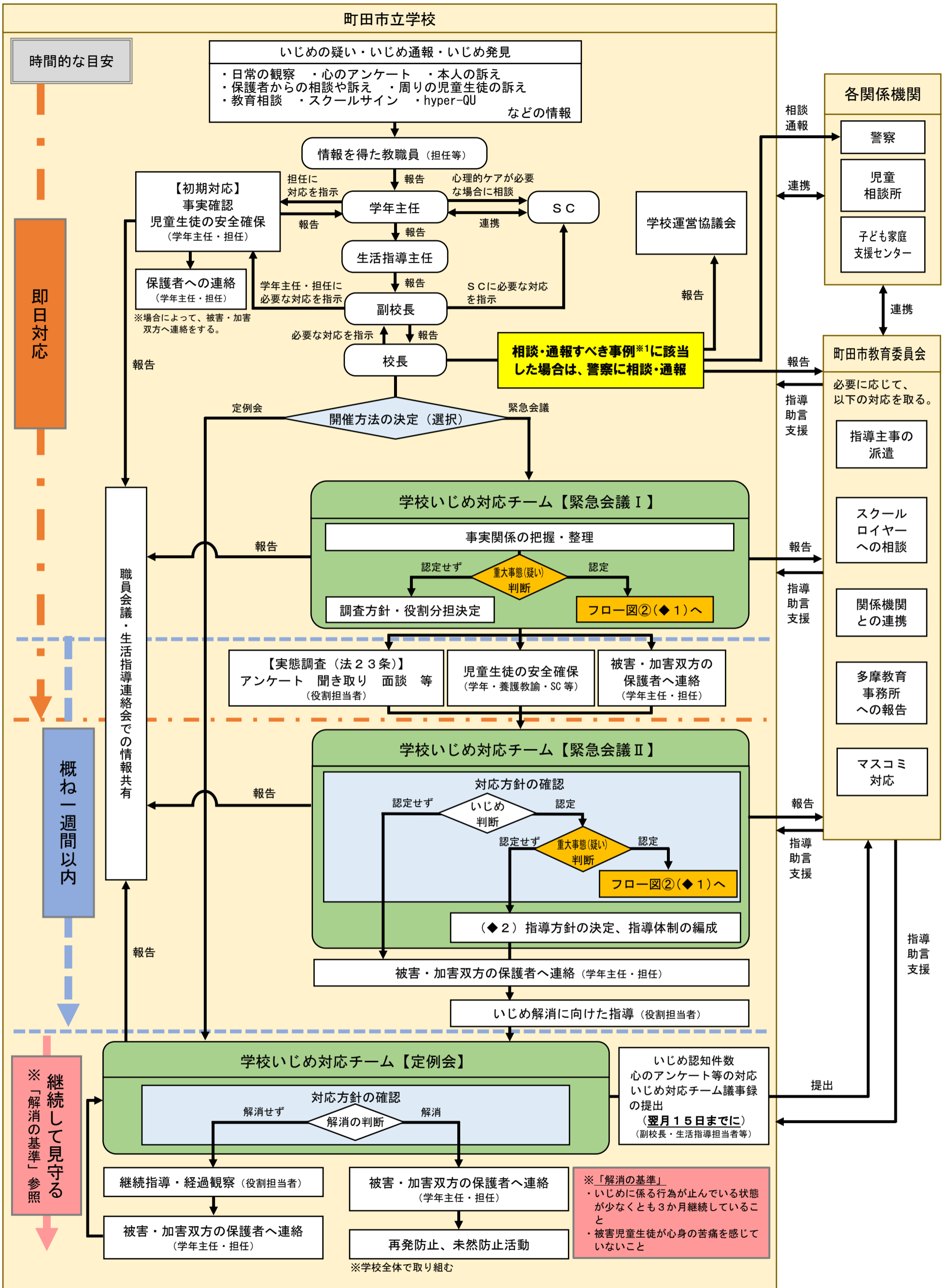
2023年4月から、いじめ重大事態が発生した場合、教育委員会に対し、文部科学省への報告が義務付けられた。また、こども家庭庁設立に伴い、各機関との連携体制が強化され、犯罪に相当する事案を含むいじめ対応における学校と警察との連携について、より一層の推進を図ることが示された。

そこで、いじめ問題に向けた組織的な対応の推進を図るため、いじめ問題に関する学校の対応フロー図を作成した。

さらに、いじめ重大事態及び重大事態の疑いがある事案が発生した際に、学校が調査した結果をすぐにまとめることができるよう、また、事実確認と調査内容をまとめるための必要な項目や書き方がわかるように、いじめ問題の報告に関する様式を作成した。

### 2 添付資料

- ・【資料1】フロー図①「いじめ事案発生時の組織的な対応の流れ」
- ・【資料2】フロー図②「いじめ重大事態発生時の対応の流れ」
- ・【資料3】(様式1) 重大事態の発生について(報告)
- ・【資料4】(様式2) 学校調査結果について



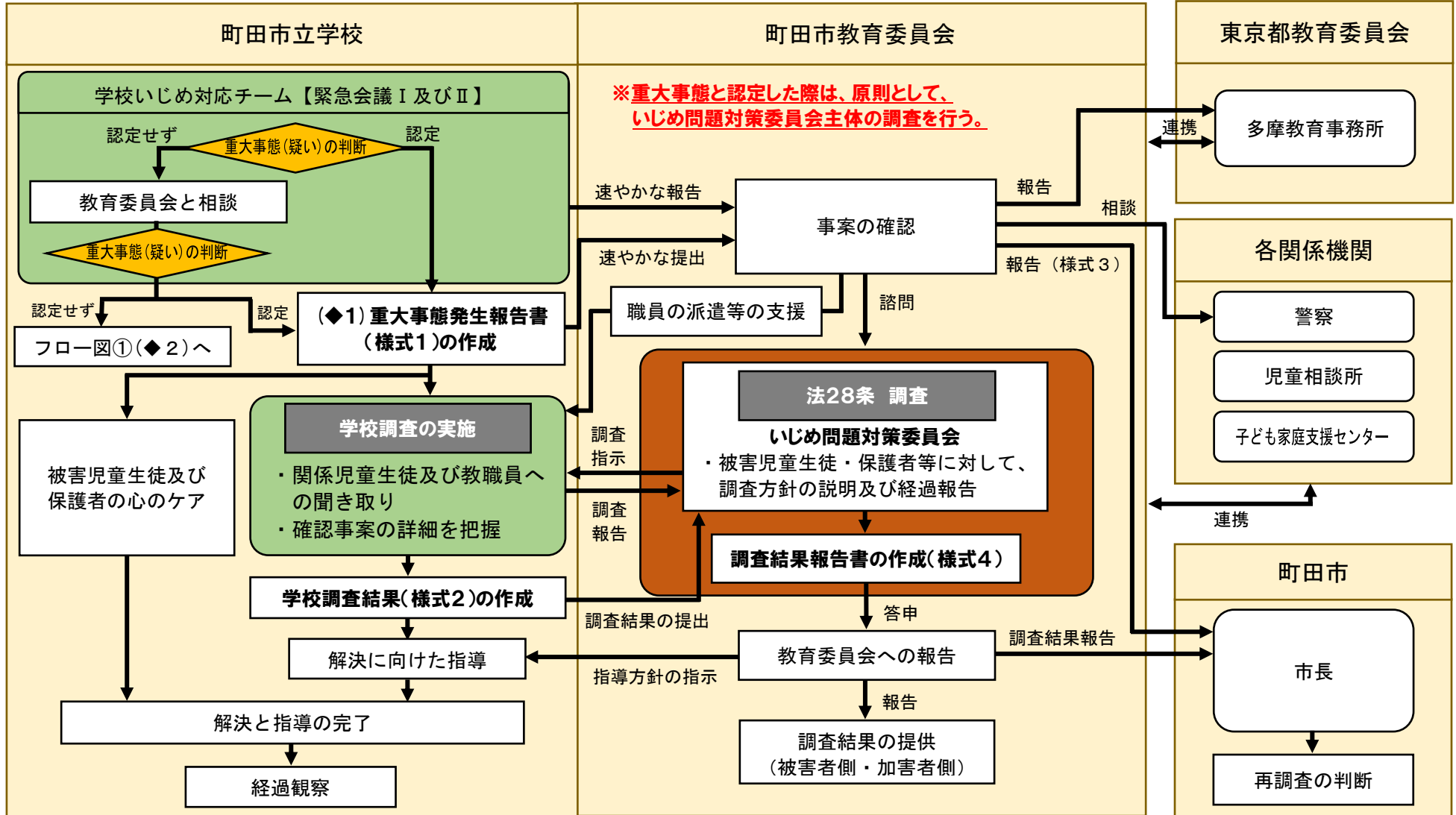
※1 相談・通報すべき事例 (令和5年2月7日付、4文科初第2121号「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について(通知)」文部科学省)

<b>暴行</b> ゲームや悪ふざけと称して、繰り返し同級生を殴ったりけったりする。無理やりズボンを脱がす。	<b>自殺関与</b> 同級生に対して「死ぬ」と言って唆し、その同級生が自殺を決意して自殺した。(自殺を企図した場合を含む)
<b>傷害</b> 感情を抑え切れずに、ハサミやカッター等の刃物で同級生を切り付けてけがをさせる。	<b>名誉棄損、侮辱</b> 特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名を挙げて、身体的な特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工など悪口を書く。
<b>強制わいせつ</b> 断れば危害を加えると脅し、性器や胸・お尻を触る。	<b>児童ポルノ提供等</b> 同級生に対して、スマートフォンで自身の性器や下着姿などの写真・動画を撮影して送るよう指示し、自己のスマートフォンに送らせる。同級生の裸の写真・動画を友達一人に送信して提供する。同級生の裸の写真・動画をSNS上のグループに送信して多数の者に提供する。友達から送られてきた児童ポルノの写真を性的好奇心を満たす目的でスマートフォン等に保存する。
<b>恐喝</b> 断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げる。オンラインゲームのアイテムを購入させる。	<b>私事性的画像記録提供(リベンジポルノ)</b> 元交際相手と別れた腹いせに性的な写真・動画をインターネット上に公表する。
<b>窃盗</b> 靴や体操服、教科書等の所持品を盗む。財布から現金を盗む。	
<b>器物損壊等</b> 自転車や壊す。制服をカッターで切り裂く。	
<b>強要</b> 度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。	
<b>脅迫</b> 本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散すると脅す。	

フロー図② いじめ重大事態発生時の対応の流れ

町田市教育委員会指導課

2023. 3. 23版



【重大事態とは】(法28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。

【重大事態の発生に係る被害児童生徒・保護者からの申立てにより疑いが生じる場合】(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインP.4)

○ 被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったとき(人間関係が原因で心身の異常や変化を訴える申立て等の「いじめ」という言葉を使わない場合を含む)は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たること。

(様式1)

第 号  
202 年 月 日

町田市教育委員会教育長 殿

町田市立 学校  
校長

いじめ防止対策推進法の規定による重大事態の発生について（報告）

このことについて、いじめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態の発生を認知したので、同法第30条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 いじめに係る被害児童・生徒について

- (1) 氏名及び性別
- (2) 生年月日
- (3) 学年・学級
- (4) 保護者氏名
- (5) 学級担任氏名

## 2 いじめに係る事態の内容

## (1) いじめの態様

## ① 重大事態の分類

※いじめ防止対策推進法第28条第1項1及び2の該当する分類を記載

## ② いじめの態様

※問行調査のいじめの態様の区分を記載

## (2) いじめの行為の概要

## (3) いじめ発見のきっかけ

## ① 分類

※問行調査のいじめ発見のきっかけの区分を記載

## ② 発見のきっかけの概要



5 学校における今後の対応

(1) 調査の内容及び方法について

- ア 加害児童・生徒への聞き取り (例)
- イ 関係児童・生徒への聞き取り (例)
- ウ アンケートの実施 (例)
- エ 教職員の聞き取り (例)
- オ ※調査方法があれば、追記する。

※この内容をもとに学校と教育委員会が連携して調査を行う。

(2) 調査結果報告予定日 202 年 月 日

(3) その他

(様式2)

第 号  
年 月 日

町田市教育委員会教育長 殿

町田市立 学校  
校長



学校調査結果について（報告）

このことについて、202 年 月 日付、第 号により報告したい  
じめ防止対策推進法第28条第1項の規定による重大事態に関する学校調査結  
果について、別添のとおり報告します。

# 学校調査結果

年 月 日

作成完了日と学校名  
を記載する。

町田市立〇〇学校



# 目 次

第1	調査の概要	
1	事案の概要	○
(1)	いじめに係る被害児童・生徒	○
(2)	いじめに係る関係児童・生徒	○
(3)	調査に至る経緯	○
(4)	重大事態の認定	○
2	調査方法等	○
(1)	学校いじめ対応チームの構成員	○
(2)	調査期間	○
(3)	調査方法	○
(4)	調査対象資料	○
第2	調査結果について	○
1	事実経過	○
2	調査結果	○
3	事実認定	○
第3	本件が発生した背景・要因	○
1		○
2		○
3		○
第4	現在の状況について	
1	被害児童・生徒の状況	○
2	加害児童・生徒の状況	○
3	学校の対応状況	○
4	関係機関との連携の状況	○
第5	見解等について	
1	被害児童・生徒の保護者の見解	○
2	加害児童・生徒の保護者の見解	○
3	学校運営協議会の見解	○
第6	再発防止のための取組について	○
1		○

2 . . . . . ○  
3 . . . . . ○

第7 校長の所見 . . . . . ○

別紙資料等

- 1
- 2
- 3

# 第1 調査の概要

## 1 事案の概要

### (1) いじめに係る被害児童・生徒

- ア 氏名及び性別
- イ 生年月日
- ウ 学年・学級
- エ 保護者氏名
- オ 学級担任氏名

関係児童・生徒の情報を記載する（学年、学級）。  
いじめや重大事態と認定した事実とその旨を記載する。

### (2) いじめに係る関係児童・生徒

	氏名（ふりがな）	性別	学年・学級	備考
1			年 組	以下、「生徒B」という。
2			年 組	以下、「生徒C」という。
3			年 組	以下、「生徒D」という。

### (3) 調査に至る経緯

これまでの事象について時系列で記載する。  
5w1hで、しっかりと記載する。

### (4) 重大事態の認定

- ア 認定日 202 年 月 日
- イ 認定した理由

重大事態と捉える場合は、認定日  
及びその理由を明記する。

## 2 調査方法等

### (1) 学校いじめ対応チームの構成員

〇〇〇〇 (校長)、〇〇〇〇 (副校長)、・・・

(2) 調査期間 202 年 月 日から202 年 月 日まで

### (3) 調査方法

- ア 加害児童・生徒への聞き取り (例)
- イ 関係児童・生徒への聞き取り (例)
- ウ アンケートの実施 (例)
- エ 教職員への聞き取り (例)
- オ ※調査方法があれば、追記する。

### (4) 調査対象資料

- ア 手紙 (例)
- イ SNS (例)
- ウ ※調査対象資料があれば、追記する。

## 第2 調査結果について

5w1hを意識して記載する。

### 1 事実経過

月 日	事実経過
〇月〇日	※必要に応じて、行を増やす。 ※時系列で記載する。


## 2 調査結果

### (1) 「〇〇」という行為 (例)

・項目ごとに①~③を記載する。  
 ①〈事象〉を記載する。  
 例) 〇月〇日に(被害生徒)が(担任)に「〇〇」と訴えた。  
 ②〈聞き取り内容〉を記載する。  
 〇月〇日、〇年〇組の教室で〇〇教諭が(生徒)から聞き取りをした。・・・(聞き取った内容)  
 ③〈調査結果〉を記載する。  
 例) 調査した結果、〇〇の事実が確認できた(できなかった)。

(2)

(3)

## 3 事実認定

・認定したいじめの行為を記載する。  
 (例)・「〇〇」という行為については、関係生徒からの聴取及び他の生徒の証言から事実関係が明確であり、いじめと認定できる。  
**※「2 調査結果」の(1)から、調査結果が(5)までである場合は(5)まで事象ごとに書くこと。**  
 ・〇〇については、関係生徒は否定しており、目撃証言もなく、事実と認定しうる資料等も得られなかったため、いじめと認定することはできなかった。  
 ・〇〇については、被害生徒からの事情聴取の折、本人より事実関係を否定する発言があったため、いじめの認定はできなかった。

第3 本件が発生した背景・要因

1

2

3

- ・「調査結果」と「事実認定」から、発生した背景・要因を整理して記載する。
- ・発生した背景・要因が複数ある場合は、分けて記載する。

第4 現在の状況について

1 被害児童・生徒の状況

2 加害児童・生徒の状況

3 学校の対応状況

- ・報告書を作成している時点での被害側・加害側の状況を記載する。
- ・学校の対応状況については、今回のいじめ問題を受け、被害・加害の児童・生徒及び保護者への学校としての対応について記載する。
- ・関係機関との連携の状況については連携をしている場合、記載する。

4 関係機関との連携の状況

第5 見解等について

1 被害児童・生徒の保護者の見解

2 加害児童・生徒の保護者の見解

3 学校運営協議会の見解

- ・今回のいじめ問題を受け、被害・加害の児童・生徒の保護者の見解を記載する。

第6 再発防止のための取組について

1 ○○○

(1)

(2)

(3)

今回認定したいじめが再度起こらないようにするための学校としての取組について記載する。  
これまでの取組をどのように改善するのかを記載する。

2 ○○○

(1)

(2)

(3)

第7 校長の所見